

度会町ふるさと納税返礼品認定基準

●事業者の要件

返礼品協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- 1 町内に事業所、営業拠点、生産拠点のいずれかがある法人、団体又は個人事業者であること。
- 2 町税を滞納していないこと。
- 3 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱えること。
- 4 代表者等が、度会町暴力団排除条例（平成 23 年度会町条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- 5 各種法令等を遵守した製造、生産、加工、栽培、販売等が行われていること。
- 6 町からの依頼後、速やかに寄附者に返礼品を発送できること。
- 7 返礼品に関して寄附者から苦情等があったときは、責任をもってその解決に努めること。
- 8 FAX 又は電子メールでの連絡が可能であること。
※返礼品発送業務の際に必要なになります。

●返礼品の認定基準

返礼品は次の要件のいずれかに該当する必要があります。

- 1 度会町の区域内において生産されたものであること。
- 2 度会町の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 度会町の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 度会町の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 度会町の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から度会町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 度会町の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が度会町に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 度会町が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
 - ロ 三重県が三重県の区域内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを三重県及び当該市町の共通の返礼品等とするもの。
 - ハ 三重県が三重県の区域内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの。
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。